

茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 20 号

改正 平成 28 年 2 月 23 日 条例第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 8 月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分並びに退職管理の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び人事評価の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 公平委員会は、毎年 8 月末までに、広域連合長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (公表の時期)

第6条 広域連合長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次の各号に掲げる方法で行う。

- (1) 茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成28年度以降の年度分の公表について適用し、平成27年度分の公表については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。